

国立大学法人島根大学と学校法人大正大学との 包括的連携に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）と学校法人大正大学（以下「大正大学」という。）が包括的な連携のもと、教育、研究、地域貢献等の分野において広く連携を図り、地方創生に資する人材育成と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(連携・協力)

第2条 島根大学と大正大学は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 地域を志向する教育・研究の推進に関すること。
- (2) 学生及び教職員の交流に関すること。
- (3) 地域の活性化、振興に関すること。
- (4) その他前条の目的に資すること。

(協議)

第3条 本協定の実施に関し、連携・協力の細目等の具体的な事項については、両者協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この間の連携・協力実績の評価を行い、両大学の合意により更新することができる。

- 2 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、両大学が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年11月5日

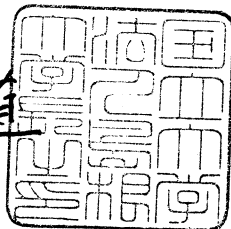
国立大学法人島根大学

学校法人大正大学

学長

理事長

服部 泰直



岡本 宣

